

国民年金相談窓口開設

「自身の年金加入記録や受給できる年金額など、気になる点はございませんか？」
日本年金機構の職員による年金相談を次のとおり行います。

町民の方ならどなたでも参加できます。お気軽にお出かけください。

日時 7月5日(月)

午前9時～午後4時

場所 保健福祉課

(人権啓発センター)

問い合わせ先

保健福祉課健康推進係

(32)2554

事業主の皆さまへ 来年度卒業予定の生徒・学生を対象とした求人をお願いします

ハローワークでは来年度3月卒業を予定されている生徒・学生を対象とした求人受付を開始しています。

厳しい雇用情勢ではありませんが、就職を希望される生徒・学生のために、採用予定のある事業主の皆さまにおかれましては、ぜひハローワークへ求人のお申し込みをお願いいたします。

問い合わせ先

ハローワーク佐久

0267(62)8609

貸金業法が変わります！ あなたは大丈夫ですか？

貸金業法とは、消費者金融などの貸金業者や、貸金業者からの借入れについて定めている法律のことです。

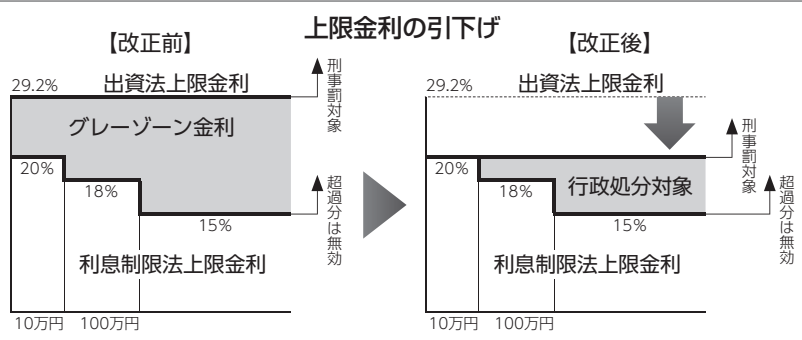
近年、返済しきれないほどの借金を抱えてしまう「多重債務者」の増加が深刻な社会問題となっており、この問題を解決するために本年6月18日に改正法が完全施行されました。利用者が安心して借りられるよう次の点が変わりました。

改正のポイント

- 年収の3分の1を超える額の新規の借入れができなくなります。
- 借入れの際に、「年収を証明する書類」が基本的に必要になります。
- 法律上の上限金利が29.2%から、借入金額に応じて15%～20%に引き下げられます。
- 今回の改正により、出資法の上限金利が20%に引き下げられ、「グレーゾーン金利」が撤廃されます。(下の図を参照)

ヤミ金融(無登録の業者など)からは、絶対に借りてはいけません!!
借金の返済は、一人で悩まず早めの相談を!

【多重債務相談窓口】
町総務課庶務係 0267(32)3111
上田消費生活センター
0268(27)8517
法テラス長野 050(3383)5415
長野財務事務所 026(234)2970



77.5MHz FM KARUIZAWA
www.fm-karuizawa.co.jp

FM軽井沢では毎日、番組の中で御代田町の情報を放送しています。どうぞご利用ください。

月曜日～金曜日 8:15～・12:45～・17:50～

土曜日・日曜日 10:10～

誤

役職	氏名	地区名等
副団長	小松 美弦	草越
副団長	荻原 和美	三ツ谷
第7分団長	土田 栄司	新聞・平和台

正

役職	氏名	地区名等
副団長	小松 美弦	三ツ谷
副団長	荻原 和美	草越
第7分団長	土田 栄司	荒町・平和台

やまゆり6月号19ページ御代田消防団幹部名簿に誤りがありました。訂正し深くお詫びいたします。

お詫びと訂正



住宅用火災警報器の 悪質な訪問販売にご注意！

すでに設置が義務化されている住宅火災警報器。今までも広報および回覧板で住宅火災警報器の設置に関することや価格などについてお知らせしてきましたが、悪質な訪問販売による被害が依然として全国的に発生しており、今後も被害が増加する恐れがありますので十分注意してください。

悪質業者の手口に対するアドバイス

- 「消防署からきました。」「消防署から委託されて地域を回っています」と言って消防職員もしくは公的機関の職員を装って訪問します。
※消防署では警報器の販売や特定の業者に委託し販売することはありません。
- 「すべての部屋に設置しなければいけない。」と言って設置義務場所を偽って販売する。
※設置場所については市町村条例で定められており、すべての部屋に設置する義務はありません。詳しくは消防署までご連絡ください。
- 「この警報器でないとお宅はダメです。」と言って高額な警報器を売りつける。
※警報器の市場価格は1個数千円程度です。(各種機能を備えたものは1万円を超える商品もあります)

このほかにも巧みな手口で悪質な訪問販売がされています。火災警報器の訪問販売はクーリング・オフ制度の対象であり、一定の期間は契約の解除が認められていますが、少しでもあやしい、おかしいと思ったらその場ですぐに契約せず消防本部予防課もしくは消防署に相談してください。また被害に遭ってしまった場合もご連絡ください。

問い合わせ先 佐久広域連合消防本部予防課 0267 (62) 7723
御代田消防署予防係 (32) 0119

ごんごんには農業委員会です

■御代田町農業委員会事務局 32-3111 内線27・64

農薬による事故の発生を防止しましょう！

農薬の適正使用まぢかえなし

④ 困りましょう

農薬のラベル等に記載されている使用方法を守って、正しく使用しましょう。

⑤ 注意しましょう

散布時には通学路、近隣住宅等周囲への注意。散布者自身の防護装備への注意。

⑥ 確認しましょう

長野県では使用できないまたは地域が指定されている薬剤があります。

⑦ 液剤(農薬)を適正に処理しましょう

水路、河川で洗わない。洗浄水を流入させない。容器は適正に処理。

⑧ 無くさない、見落とさない、移し替えない

施設管理、ラベルに記載されている注意事項の遵守。他の容器へ移し替えない。

⑨ しっかり記帳

自分の作業のためだけでなく、農産物の安全性を証明するものでもあります。防除日誌を記帳する習慣を付けましょう。